

対馬市循環型社会形成推進地域計画

長崎県 対馬市

平成23年10月26日

対馬市循環型社会形成推進地域計画

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	1
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	2
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	2
(2)	生活排水処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制・再使用の推進	7
(2)	処理体制	8
(3)	処理施設の整備	11
(4)	施設整備に関する計画支援事業	11
(5)	その他の施策	12
4	計画のフォローアップと事後評価	13
(1)	計画のフォローアップ	13
(2)	事後評価及び計画の見直し	13

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

対馬市全域

面積：708.81km²（平成19年10月1日）

人口：37,211人（平成20年3月31日現在）

地域指定：・過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域
・離島振興法に基づく離島地域

(2) 計画期間

本計画は、平成22年4月1日から平成27年3月31日までの5年間を計画期間とする。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

本市は長崎県最北部に位置する南北約82km、東西18kmの細長い島で、北は対馬海峡西水道をはさんで朝鮮半島に面し、南は対馬海峡東水道をはさんで壱岐島、九州本土に面している。

対馬市の89%が山林であり、総延長915kmの海岸線は、複雑な入り江のリアス式の海岸となっている。

林業が盛んな地域性から、生ごみ等の廃棄物系バイオマスに加え、木質系の廃棄物のリサイクルに取り組むため、平成19年3月に対馬市バイオマスタウン構想書を策定し、廃棄物系バイオマスの有効活用に取り組んでいる。

本市のごみ処理状況は、可燃ごみは対馬クリーンセンターごみ焼却施設において焼却・溶融処理を行い、発生するスラグは建設・土木資材等として有効活用している。

また、不燃ごみ、粗大ごみ等については、選別・破砕処理等を行い、リサイクルできるものについては、資源ごみと併せてリサイクルを図っている。

漂着ごみについては、長い海岸線に繰り返しごみが漂着し、生態系の破壊や景観上の問題となっていることから地元住民やボランティアによって定期的に回収作業が行われ、そのほとんどが島外処理されている。

今後は漂着ごみのリサイクル化を図るとともに循環型社会形成における廃棄物リサイクル処理のシステム化を構築する。

生活排水については、合併処理浄化槽、漁業集落排水施設等を整備し対策を推進しており、汚水衛生処理率は22.4%となっている。

本市には、舟志川、佐護川、三根川、仁田川、佐須川、瀬川などの河川が流れており、これらの河川が流入する対馬海域も含め、公共用水域の水質保全を図るために単独処理浄化槽やし尿汲み取り便槽を使用している家庭に対し、合併処理浄化槽等の生活排水処理施設の普及を推進する。

今回老朽化している対馬中部クリーンセンターを更新し、し尿、浄化槽汚泥の堆肥化を図り現有の巖美清華苑及び対馬北部衛生センターと併せて市内のし尿、浄化槽汚泥の再生利用を図り循環型社会の構築を図る。

(4) ごみ処理広域化の検討状況

長崎県ごみ処理広域化計画においては対馬ブロックに位置付けされ、平成14年4月に焼却施設の広域化を実施した。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成19年度の一般廃棄物の排出の現状、処理状況は図-1のとおりである。

総排出量は、11,470トンであり、再生利用される総資源化量は1,433トン、リサイクル率（＝（処理後再生利用量＋集団回収量）／（ごみ排出量＋集団回収量））は12.5%である。

中間処理による減量化量は8,867トンであり、排出量の77.3%が減量化されている。

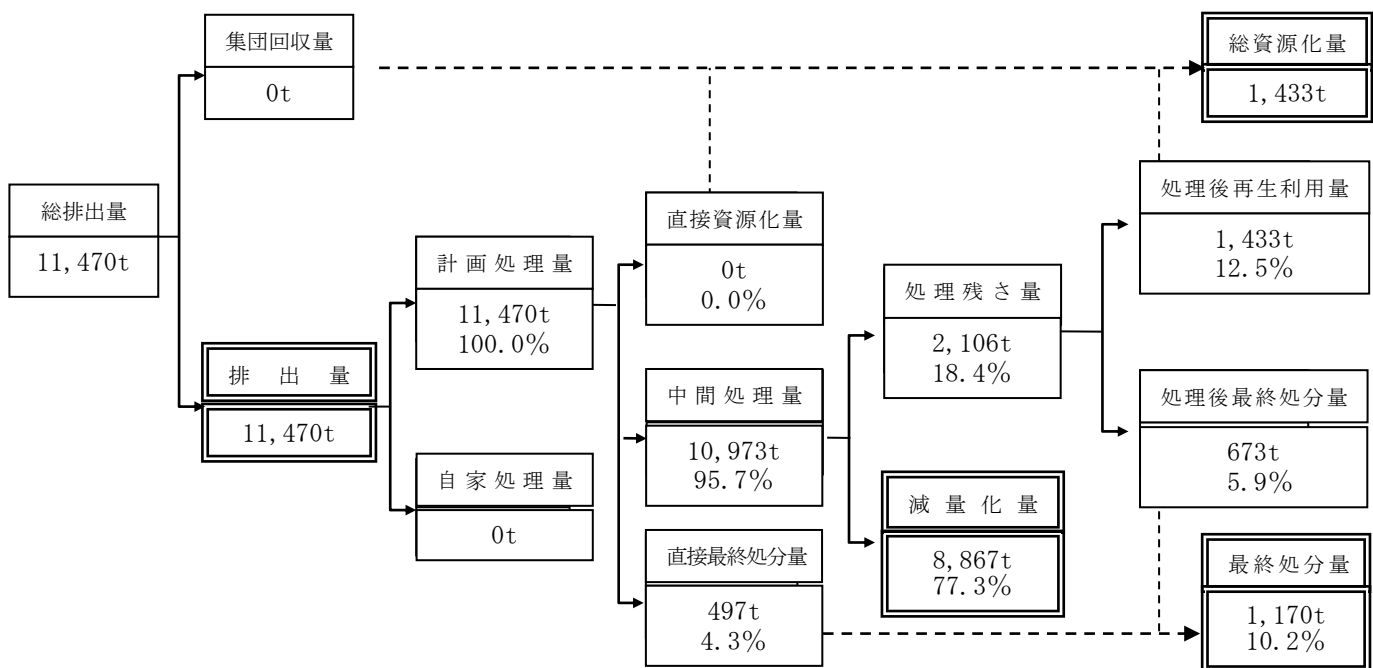
また、排出量の10.2%に当たる1,170トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は10,034トンである。

(2) 漂流・漂着ごみ

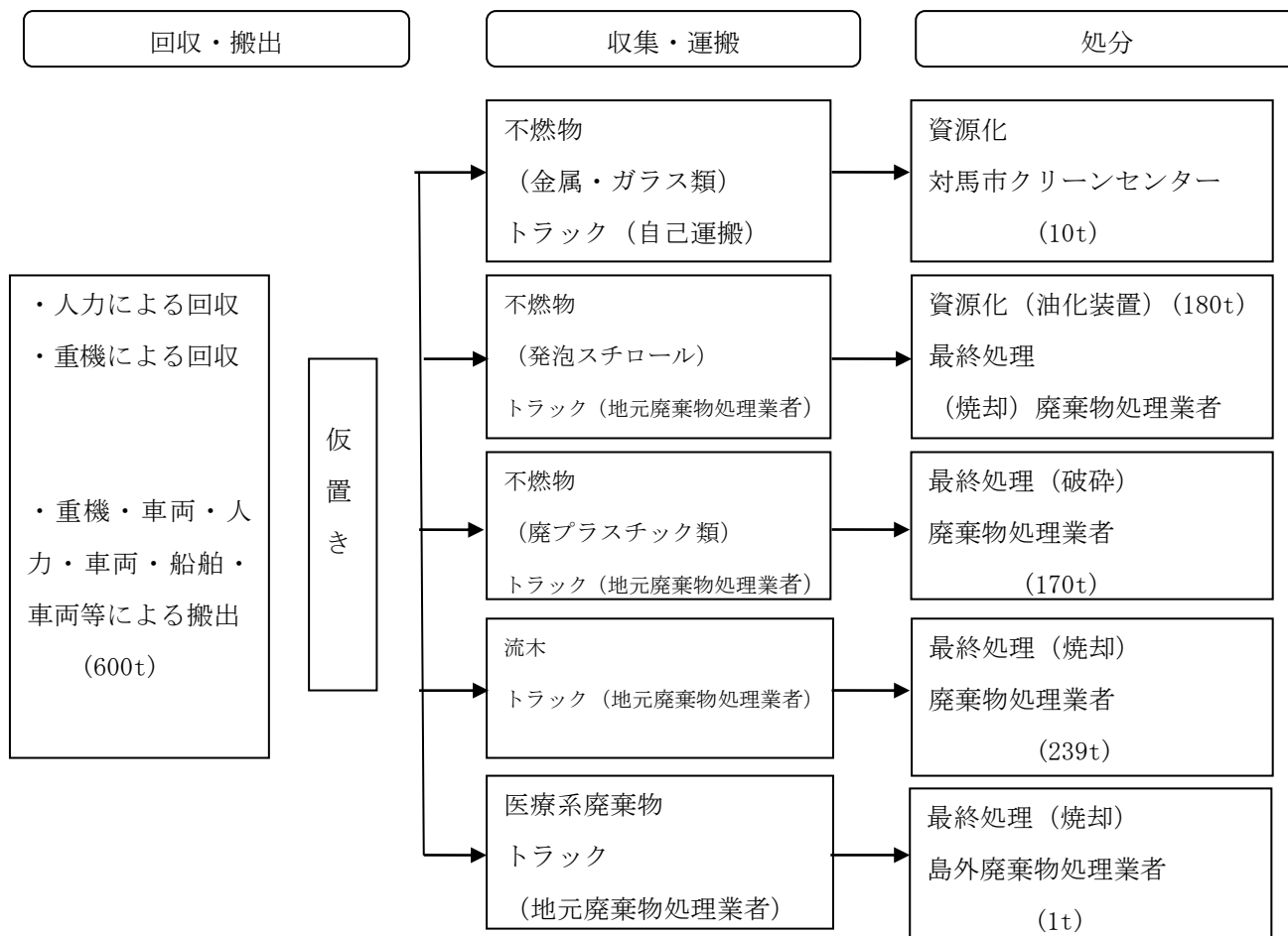
海岸の漂着ごみは、年間約600トンで、地元住民や韓国学生などのボランティアによって回収され、漁港用地や市有地に一時保管し、そのほとんどは、島外へ運搬し処理を行っている。

島内での効率的な処理方法を確認するため、発泡スチロールの油化設備の設置を行うなど、再資源化と取り組んでいるが、今後漂着ごみの回収時期が一時的に集中することが予想されるため、円滑な回収処理体制を確立するとともにストックヤードの建設等を含めた作業環境体制の整備を急ぐ必要がある。



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

図-1 一般廃棄物の処理状況フロー (H19)



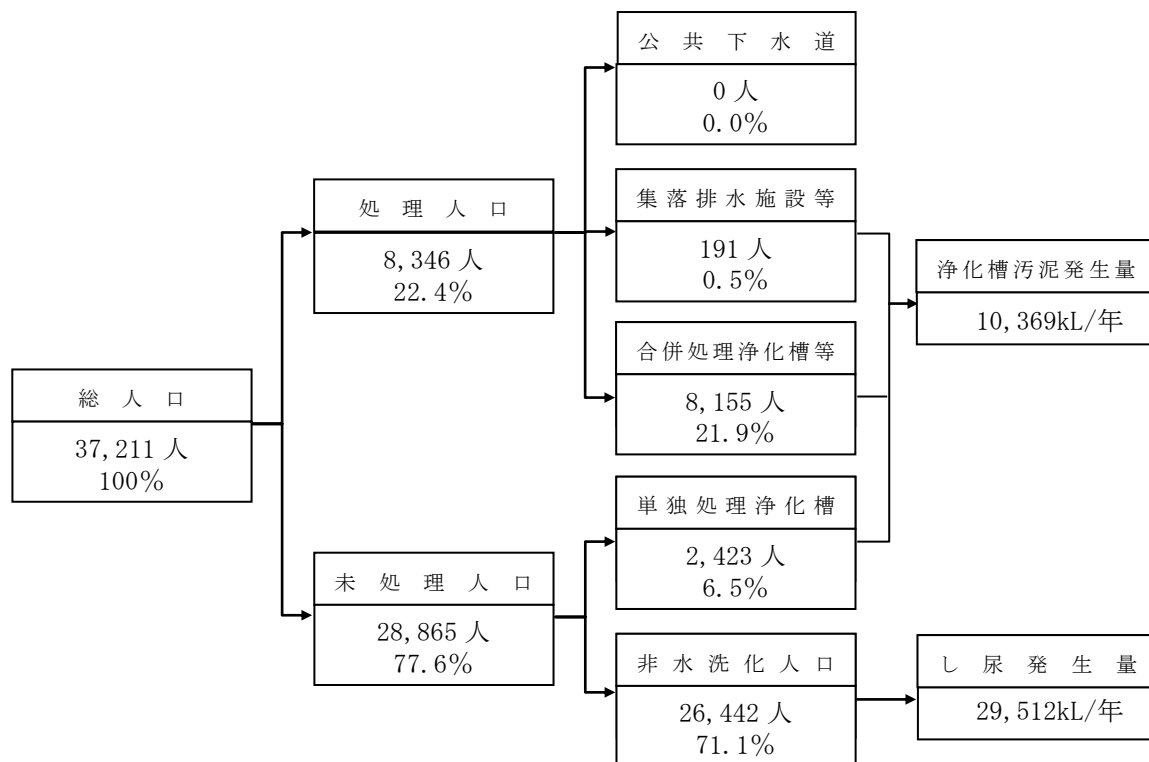
漂着ごみの処分方法等フロー図

(2) 生活排水処理の現状

平成19年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図-2のとおりである。

生活排水処理対象人口は、37,211人であり、水洗化人口は8,346人、汚水衛生処理率は22.4%である。

し尿発生量は29,512kL/年、浄化槽汚泥発生量は10,369kL/年であり、処理・処分量は合わせて39,881kL/年である。



※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合がある。

図-2 生活排水の処理状況フロー（平成19年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表-1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。参考として、図-3に目標達成時の処理フローを示す。

表-1 減量化・再生利用に関する現状と目標

指 標	現状（割合※1） （平成19年度）	目標（割合※1） （平成27年度）	
排 出 量	事業系 総排出量	3,327トン	2,739トン（-17.7%）
	1事業所当たりの排出量※2	1.3トン/事業所	1.1トン/事業所（-15.4%）
	家庭系 総排出量	8,143トン	6,956トン（-14.6%）
	1人当たりの排出量※3	218.8kg/人	210.0kg/人（-4.0%）
合 計	事業系家庭系排出量合計	11,470トン	9,695トン（-15.5%）
再生利用量	直接資源化量	0トン（0.0%）	0トン（0.0%）
	総資源化量	1,433トン（12.5%）	2,395トン（24.7%）
熱回収量	熱回収量（年間の発電電力量）	-MWh	-MWh
減 量 化 量	中間処理による減量化量	8,867トン（77.3%）	6,448トン（66.5%）
最終処分量	埋立最終処分量	1,170トン（10.2%）	853トン（8.7%）

事業所数：2,488事業所 平成18年度 長崎県事業所・企業統計調査結果(H18.6.1)
人 口：H19 37,211人 H26 35,273人

※1 排出量は現状に対する割合、その他は総排出量に対する割合

※2 $(1 \text{ 事業所当たりの排出量}) = \{ (\text{事業系ごみの総排出量}) - (\text{事業系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{事業所数})$

※3 $(1 \text{ 人当たり排出量}) = \{ (\text{家庭系ごみの総排出量}) - (\text{家庭系ごみの資源ごみ量}) \} / (\text{人口})$

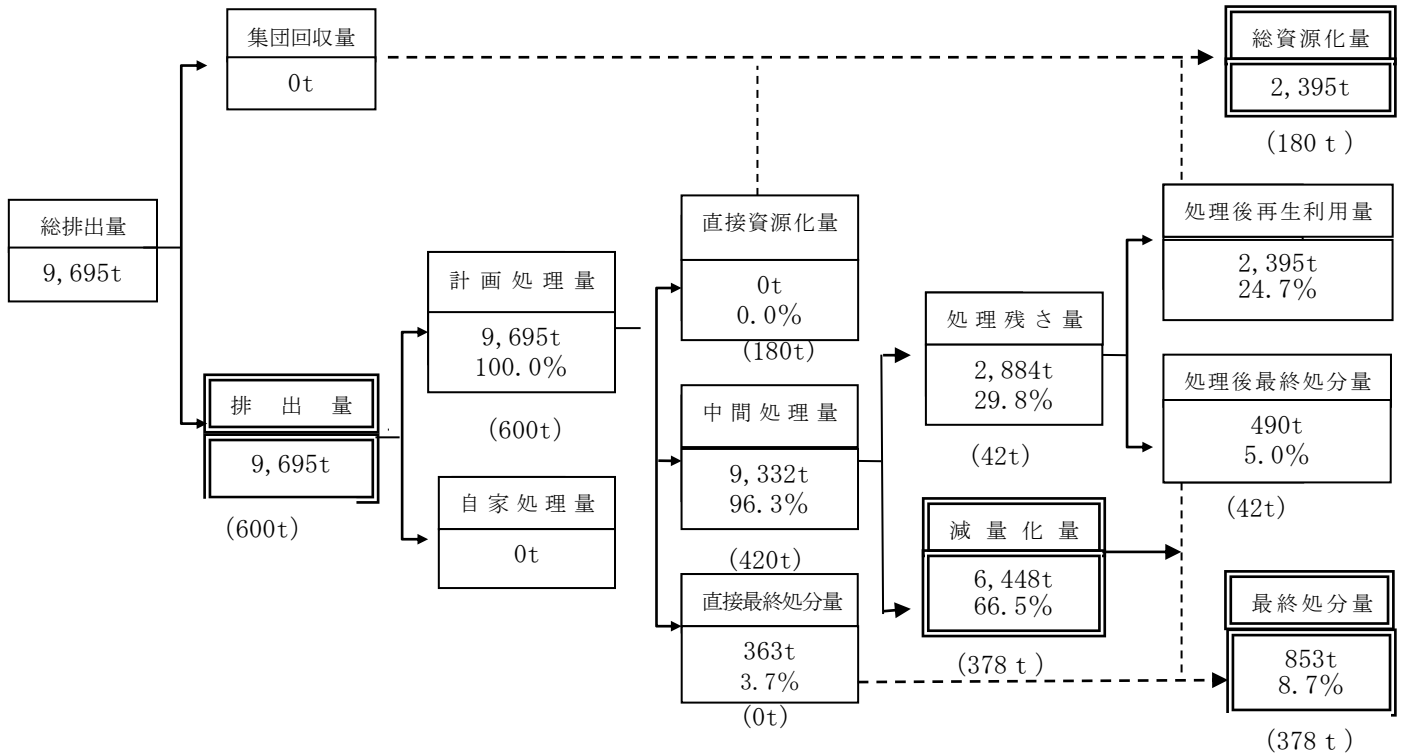
《指標の定義》

排出量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く）〔単位：トン〕

再生利用量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和〔単位：トン〕

減量化量：中間処理量と処理後の残さ量の差〔単位：トン〕

最終処分量：埋立処分された量〔単位：トン〕



※注 () は、漂流・漂着ごみ量の数値

※ 小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計は100%にならない場合があります。

図-3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー (H27)

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり合併処理浄化槽の整備等を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成19年度実績		平成27年度目標	
処理形態別人口	公共下水道	0人	(0.0%)	0人	(0.0%)
	農業集落排水施設等	191人	(0.5%)	360人	(1.1%)
	合併処理浄化槽等	8,155人	(21.9%)	14,448人	(43.6%)
	未処理人口	28,865人	(77.6%)	18,310人	(55.3%)
	合 計	37,211人	(100.0%)	33,118人	(100.0%)
汚泥・し尿の量	汲み取りし尿量	29,512 キロリットル		19,694 キロリットル	
	浄化槽汚泥量	10,369 キロリットル		18,342 キロリットル	
	合 計	39,881 キロリットル		38,036 キロリットル	

3 施策の内容

(1) 発生抑制、再使用の推進

ア 有料化

家庭系ごみについては、指定袋制による有料化を導入している。

事業系一般廃棄物については、処理施設へ直接搬入により処理手数料を徴収している。

今後は、ごみ処理の有料化制度を継続し、発生抑制に努める。

イ 環境教育、普及啓発、助成

(ア) 環境教育

- ・市民に対しての講演会・懇談会の開催、職員が出向く説明会や出前講座などにより、分別区分の普及啓発や資源回収等の意識啓発に努める。
- ・また、実施に当たっては、環境問題や廃棄物問題に取り組むNPOなどと連携して、より効果的なものとなるように努める。
- ・親子で参加できる対馬市クリーンセンターの見学会、ごみ問題・環境問題をテーマにした学習会などを開催し、体験を通じた意識啓発を図る。
- ・対馬市教育委員会、NPOなどと連携し、小・中学生を対象とした環境教育や体験学習の実施を検討する。

(イ) 普及啓発

a 環境・リサイクル等の情報提供の充実

- ・ごみ処理に関する国・県・市の取り組みなどの情報を迅速かつ正確に広報・啓発チラシ、ホームページ、有線放送、ケーブルテレビなどを使って提供する。

b コミュニケーションの充実

- ・自治会などと連携し、対馬市における環境施策に係る地域説明会を実施する等して市民と意見交換の場を持ち、コミュニケーションの充実を図る。

c 意識高揚を図るイベントの実施

- ・民間の再生事業所や工場の見学、環境展、シンポジウム、フリーマーケット等イベントの開催などにより、ごみ問題やリサイクルに関心を持ってもらう機会を増やす。
- ・対馬クリーンセンターにおいて3Rの普及啓発事業を展開し、市民団体やNPO等の情報交換、活動拠点としての活用を促進する。

(ウ) 助成等

- ・家庭ごみの廃棄物系バイオマスリサイクル促進の観点から生ごみ処理機を設置する市民に対して補助金を交付しており、今後も本制度を継続し、生ごみの堆肥化を推進する。

ウ マイバック運動・レジ袋対策

- ・食生活改善推進協議会員、女性グループなどと連携し、マイバッグ活動等を推進する。
- ・対馬保健環境連合会が行う元気野菜コンテスト及び本市が行う公民館講座などの各種イベントにおいて、マイバックの配布やPR活動を行う。

エ 生活排水対策

- ・公共用水域の環境保全を推進するために、広報、ホームページなどを使って、生活排水処理の重要性について啓発する。

(2) 処理体制

ア 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表-3に示のとおりである。

現在、市の一般廃棄物処理施設において、可燃ごみは焼却処理、不燃、粗大ごみは破碎・選別処理、資源ごみは対馬クリーンセンターリサイクルプラザで資源化し、不燃残渣類は、最終処分場で埋立している。今後は、現状の分別体制を継続しながら可燃ごみ焼却に係る燃料削減対策として、水分除去や分別の徹底などによるごみ減量化を図る。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

今後とも家庭系ごみの分別区分に準じ、収集・処分を行う。

事業系一般廃棄物を排出する事業者に対しては、事業系ごみ減量化を指導するとともに、古紙回収業者等の情報を提供し資源化を推進する。

- ・事業活動において積極的にリサイクル製品や環境に配慮した商品を活用するとともに、店頭回収等の実施・協力により、市民と連携した資源化活動を推進するよう指導する。
- ・ごみの多量排出事業者には、廃棄物の減量化・資源化に関する計画の策定等を要請し、ごみ排出量の削減を推進する。

ウ 一般廃棄物処理施設で併せて処理する産業廃棄物の現状と今後

市では、産業廃棄物の処理を行っていないが、将来においても産業廃棄物の処理を行わない予定である。

エ 生活排水処理の現状と今後

- ・生活排水の処理については、引き続き、合併処理浄化槽の整備を進めていく。
- ・し尿及び浄化槽汚泥は、対馬北部衛生センター、対馬中部クリーンセンター及び厳美清華苑で処理を行っている。
- ・対馬北部衛生センター及び厳美清華苑では、処理後に発生する汚泥と給食センターなどで発生する生ごみを堆肥化しているところであり、更新する対馬中部クリーンセンターについても、汚泥及び給食センターなどで発生する生ごみと併せて堆肥化し、再生利用する。

オ バイオマスタウン構想の推進

市内のバイオマスの利活用を促進するため、平成19年3月にバイオマスタウン構想書を策定し、一般廃棄物については、生ごみ、食用油を中心に利活用を進めており、引き続きバイオマスの有効利用に努める。

- ・生ごみについては、汚泥再生処理センターで堆肥化し市民、農家に還元する。
- ・食用油については、民間事業者がBDFを製造し運搬車両の燃料として利用しており、市は回収等の施策に協力する。

カ 漂着ごみストックヤードの設置

回収した漂着ごみを島内外へ収集・運搬し、処理する方法は、毎年押し寄せる膨大な漂着ごみの量、対象範囲が広大であることなどから、島外への運搬・処理費の捻出に限界がある。

従って、回収した漂着ごみの処理にあたっては、経済的観点等から可能な限り島内完結型の処理が望まれるとともに、循環型社会形成においても資源化が進められている現状から、廃発泡スチロールを油化する機械や漂着物専用の小型焼却炉の導入により一歩、一歩ではあるがリサイクル及び経費の節減について改善されてきている。しかしながら、回収した漂着ごみについては、相変わらず市有地などに仮置きをしている状態であるため、ストックヤードを整備し漂着ごみの分別回収の適正処理を図ることにより、資源化及び処分が円滑に出来るよう活用を行う。

キ 今後の処理体制の要点

- ◇ 水切りの徹底、分別の徹底などによるごみの減量化を図る。
- ◇ 事業者に対する事業系ごみ減量化、リサイクル製品や環境に配慮した商品の活用、店頭回収の実施・協力の指導を行う。
- ◇ 事業者の紙類の資源化を推進するため、古紙回収業者等の情報を提供する。
- ◇ 多量排出事業者への減量化・資源化に関する計画策定、計画の実施を要請し、ごみ排出量の削減を推進する。
- ◇ 対馬中部クリーンセンターを更新し、処理後に発生する汚泥、給食センター及び福祉施設などで発生する生ごみと併せて堆肥化し再生利用する。
- ◇ 容器包装リサイクル法における再商品化の促進に向け分別収集などを推進する。
- ◇ 漂着ごみのストックヤードを整備し、漂着ごみ選別作業、資源化、処分が円滑に行えるよう体制を構築する。

表-3 家庭系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(H19年)				今後(H27年)				
対馬市				対馬市				
分別区分	処理方法	処理施設等	処理実績 (トン)	分別区分	処理方法	処理施設等		処理予測 (トン)
						一次処理	二次処理	
可燃ごみ	溶解→リサイクル、埋立	対馬クリーンセンター ごみ焼却施設	6,636	可燃ごみ	溶解→リサイクル、埋立	対馬クリーンセンター ごみ焼却施設	(スラグ) 建設、土木資材等として活用 (金属類) リサイクル (飛灰) リサイクル	4,824
不燃ごみ	破砕・選別→溶解、埋立	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	436	不燃ごみ	破砕・選別→溶解、埋立	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	(可燃物) 溶融施設で処理 (不燃残渣) 処分場で埋立	318
粗大ごみ			553	粗大ごみ				403
紙類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	339	紙類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	売却又は処理委託	1,023
ペットボトル			9	ペットボトル				19
白色トレイ			1	白色トレイ				2
缶類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	132	缶類	リサイクル	対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	売却又は処理委託	286
びん類			26	びん類				56
有害ごみ	処理委託→リサイクル	—	11	有害ごみ	処理委託→リサイクル	—	—	24

(3) 処理施設の整備

ア 廃棄物処理施設

前述した(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表-4のとおり必要な施設整備を行う。

表-4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)	(仮称) 対馬中部汚泥再生処理センター整備事業	23kL/日	対馬市豊玉町志多浦49番地1	H24～H26
2	漂流・漂着ごみ処理施設(ストックヤード)	漂着ごみストックヤード整備事業	600㎡	対馬市峰町櫛	H23

※現有処理施設の概要を添付(添付資料)

(整備理由)

事業番号1：し尿処理施設の老朽化、し尿処理汚泥の再生利用促進。

事業番号2：漂着ごみの回収、処理の一時保管場所の不足によるストックヤードの整備。

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表-5のとおり行う。表-5 合併処理浄化槽への移行計画

事業	直近の整備済 基数(基) (平成19年度)	整備計画 基数 (基)	整備計画 人口 (人)	事業期間
浄化槽設置整備事業	1,698	764	4,561	H22～26
その他地方単独事業	—	—	—	—
合計	1,698	764	4,561	

(4) 施設整備に関する計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表-6のとおり計画支援事業を行う。

表-6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	(仮称) 対馬中部汚泥再生処理センター整備事業	測量・地質調査	H23
		生活環境影響調査	H22～H23
		造成実施設計	H23
		基本設計、発注仕様書作成等	H22～H23
32	漂着ごみストックヤード整備事業	設計業務	H23

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 再生利用品の需要拡大事業

再生利用する堆肥について、地元農家への配布等、他の汚泥再生処理施設から発生する汚泥と併せて、流通ルートの拡充に努める。

イ 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

家電のリサイクルについては特定家庭用機器再商品化法に基づき、適正な回収、再商品化がなされるように、関係団体や小売店などと協力して普及啓発を行う。

ウ 不法投棄対策

不法投棄に関しては、住民や事業者に対して広報誌や不法投棄禁止看板の設置等により啓発を行うとともに、定期的な巡回パトロールや投棄物の回収等を行い不法投棄の防止を図る。

エ 漂着ごみの処理

本市の海岸には、毎年プラスチック製品、発泡スチロール、流木、医療系廃棄物、漁網等様々な種類のごみが大量に漂着する。

学生や市民ボランティアの協力の下、回収事業を行っているが、市の処理施設で全てのごみを処理することが困難なことから、大部分は市外の民間事業者処理を委託している。

漂着ごみについても、可能な限り再生利用等を図るとともに、処理費用の節減にも努める。

今後も、国、県、市民、学生、NPO等の協力を仰ぎながら、漂着ごみの清掃、回収を行い、海岸の環境美化を図る。

オ 災害時の廃棄物に関する事項

対馬市地域防災計画（H17.5）に基づき防災体制を構築している。

災害廃棄物を迅速かつ適正に処理を図るため、県・市町、民間事業者等との連携を図り、緊急時の円滑な協力・処理体制を確保する。

倒壊家屋、ガレキ等を処理する際には、資源の再生利用を優先し、適正処理を推進する。

また、災害廃棄物処理計画の策定を検討する中で、必要対応策の策定を進める。

【仮置場】

- 対馬クリーンセンター北部中継所、中部中継所
- 対馬クリーンセンターの敷地内
- 対馬市一般廃棄物最終処分場

【仮置後の処理・処分】

- 一般廃棄物、災害廃棄物については、市の処理施設で処理可能なものは処理し、処理できないものは市外の処理施設で処理を依頼する。

- 解体家屋については、民間の解体等処理事業者の協力を得て処理し、状況に応じて市の施設での処理を検討する。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本地域は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて、長崎県及び国との意見交換をしつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要に応じ計画を見直すものとする。

添付資料目次

様式1（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1）	-----	1
施設配置図	-----	3
目標の設定に関するグラフ等	-----	4
様式2（循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表2）	-----	8
様式3（地域の循環型社会形成推進のための施策一覧）	-----	9
参考資料様式1（施設概要：リサイクル施設系）	-----	10
参考資料様式4（施設概要：有機性廃棄物リサイクル推進施設系）	-----	11
参考資料様式5（施設概要：浄化槽系）	-----	12
参考資料様式6（計画支援概要）	-----	13
表－4の補足 現有処理施設の概要	-----	15

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1 (平成22年度)

1 地域の概要	(1)地域名 対馬市	(2)地域内人口 37,211 人	(3)地域面積 708.81 km ²
(4)構成市町村等名 なし	(5)地域の要件	人口 (面積) 沖繩 (離島) 奄美 豪雪 山村 半島 (通称) その他	
(6)構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況 なし			

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標	
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
総排出量	事業系 総排出量(トン)	1,934	2,274	3,172	2,577	3,327	2,739(対H19 -17.7%)	
	1事業所当たりの排出量(トン/事業所)	0.7	0.8	1.1	1.0	1.3	1.1(対H19 -15.4%)	
	家庭系 総排出量(トン)	10,856	10,669	9,516	9,941	8,143	6,956(対H19 -14.6%)	
	1人当たりの排出量(kg/人)	268.7	266.8	244.3	260.3	218.8	210.0(対H19 -4.0%)	
合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	12,790	12,943	12,688	12,518	11,470	9,695(対H19 -15.5%)		
再生利用量	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	0.0(0.0%)	
熱回収量	2,231(17.4%)	1,970(15.2%)	2,263(17.8%)	2,328(18.6%)	1,433(12.5%)	2,395(24.7%)		
中間処理による減量化	9,015(70.5%)	9,415(72.7%)	8,905(70.2%)	8,985(71.8%)	8,867(77.3%)	6,448(66.9%)		
最終処分量	1,544(12.1%)	1,558(12.0%)	1,520(12.0%)	1,204(9.6%)	1,170(10.2%)	853(8.7%)		

3 一般廃棄物処理施設の現状と更新、廃止、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容				備考	
		形式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止予定年月	更新、廃止、新設理由	形式及び処理方式	施設竣工予定年月		処理能力(単位)
対馬クリーンセンターごみ焼却施設	対馬市	熱分解ガス化・全連続式	有	60t/日	H15.3	-	-	-	-	-	
対馬クリーンセンターリサイクルプラザ	"	破砕・選別・圧縮・梱包	有	21t/日	H15.3	-	-	-	-	-	
対馬クリーンセンター最終処分場	"	管理型	有	39,000m ³	H15.3	-	-	-	-	-	
対馬市一般廃棄物最終処分場	"	管理型	有	29,100m ³	H7.3	-	-	-	-	-	
対馬クリーンセンター北部中継所	"	保管	有	25t/日	H17.3	-	-	-	-	-	
対馬クリーンセンター中部中継所	"	保管	有	7t/日	H17.3	-	-	-	-	-	
旧厳原町塵芥焼却場	"	機械化バッチ	有	20t/日	S46	廃止 S55.11	施設老朽化等	-	-	-	
厳原町塵芥焼却場	"	機械化バッチ	有	25t/日	S55	廃止 H14.11	施設老朽化等	-	-	-	
豆蔵塵芥焼却場	"	機械化バッチ	有	5t/日	S50	廃止 H3.2	施設老朽化等	-	-	-	
佐須塵芥焼却場	"	機械化バッチ	有	5t/日	S52	廃止 H4.3	施設老朽化等	-	-	-	
美津島町廃棄物処理場	"	機械化バッチ	有	10t/日	S50	廃止 H14.11	施設老朽化等	-	-	-	
対馬中部クリーンセンターし尿処理施設	"	高負荷脱窒素	有	12kL/日	H4.2	廃止予定 H27.3	施設老朽化等	未定	H27.3	23kL/日	
厳美清華苑汚泥再生処理センター	"	膜分離、高負荷脱窒素	有	60kL/日	H14.3	-	-	-	-	-	
対馬北部衛生センター汚泥再生処理センター	"	膜分離、高負荷脱窒素	有	27kL/日	H18.3	-	-	-	-	-	
旧北部衛生センター	"	好気性活性汚泥	有	11kL/日	S47	廃止 H18.3	施設老朽化等	-	-	-	
対馬中部中継所ストックヤード	"	保管	有	-	-	-	-	-	H24.3	600m ³	

4 生活排水処理の現状と目標

指標・単位	年度	過去の状況・現状					目標
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	
総人口		40,399	39,983	38,951	38,197	37,211	33,118
公 共 下 水 道	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
集 落 排 水 施 設 等	汚水衛生処理人口	66	96	125	154	191	380
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.2%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	1.1%
コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ト	汚水衛生処理人口	0	0	0	0	0	0
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
合 併 処 理 浄 化 槽 等	汚水衛生処理人口	6,333	6,982	7,569	8,149	8,155	14,448
	汚水衛生処理率又は汚水処理人口普及率	15.7%	17.5%	19.4%	21.3%	21.9%	43.6%
未 処 理 人 口		34,000	32,905	31,257	29,834	28,865	18,310

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施 設 種 別	事 業 主 体	現 有 施 設 の 内 容		整 備 予 定 基 数 の 内 容		備 考
		基 数	処 理 人 口	基 数	目 標 年 次	
浄化槽設置整備事業	対馬市	1,688	8,155	764	平成27年度	H22～H26

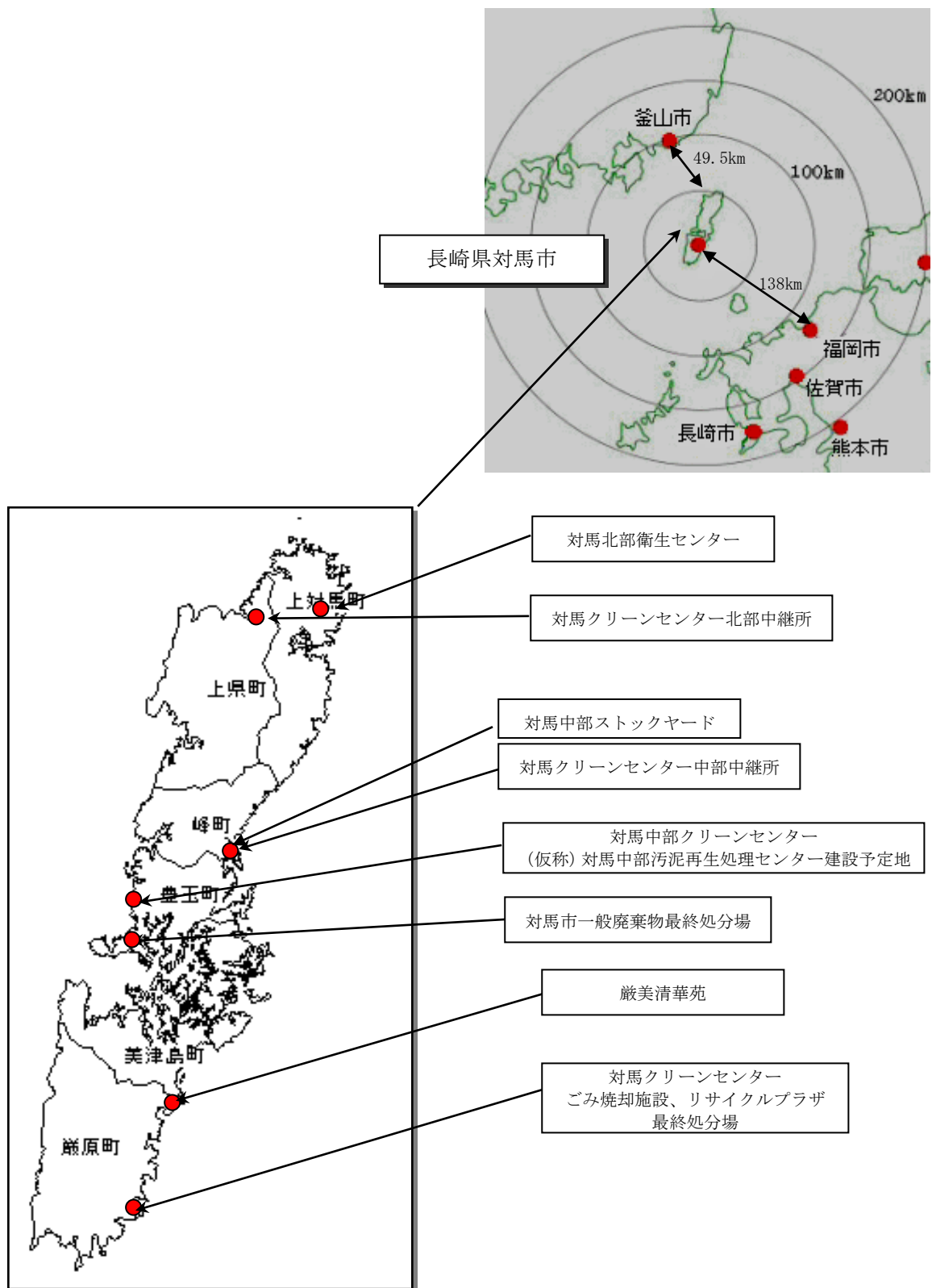


図-1 施設配置図

(単位:人)

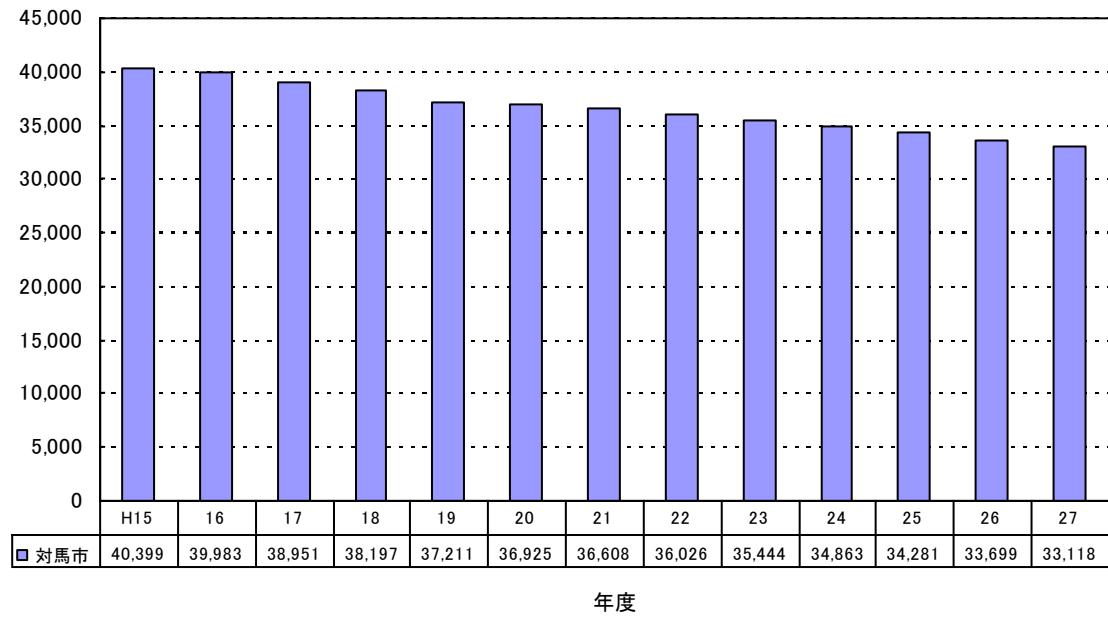


図-2 人口の推移

(単位:トン/年)

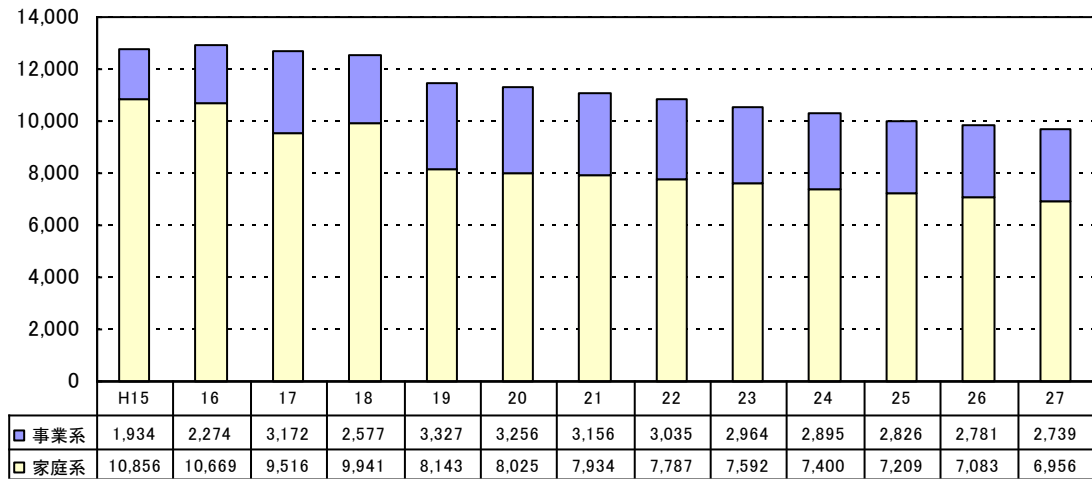


図-3 家庭系ごみと事業系ごみの推移

(単位:kg/人)

(単位:トン/事業所)

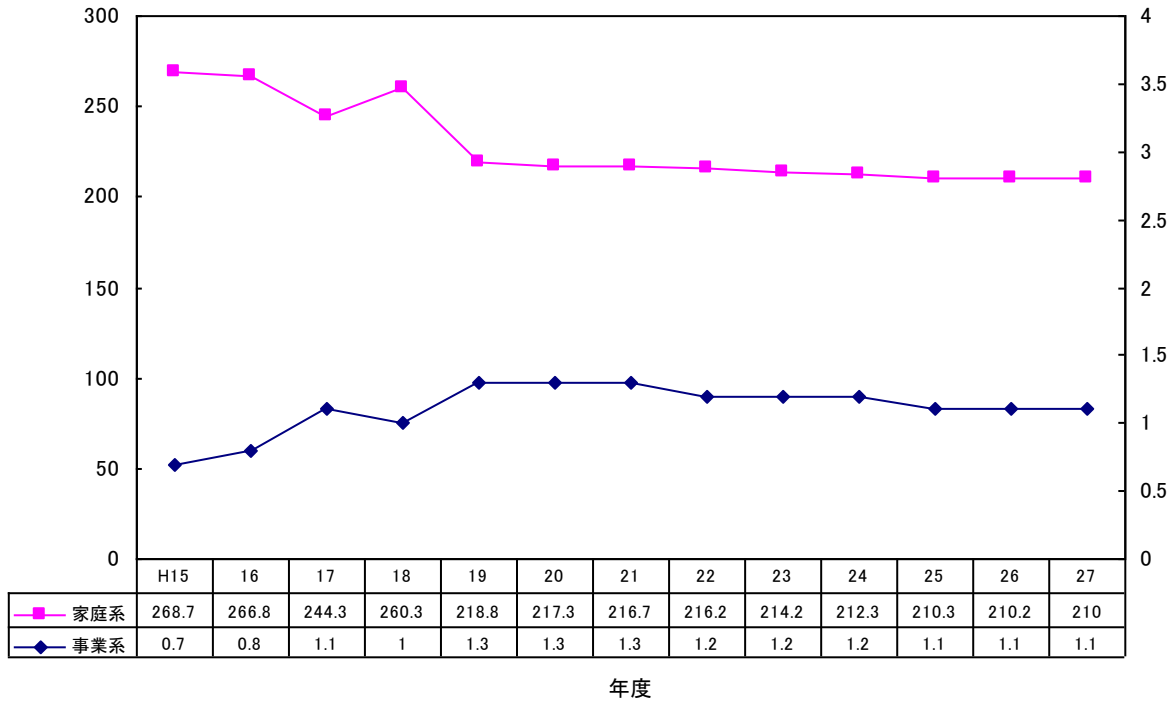


図-4 原単位の推移

(単位:トン/年)

(単位:%)

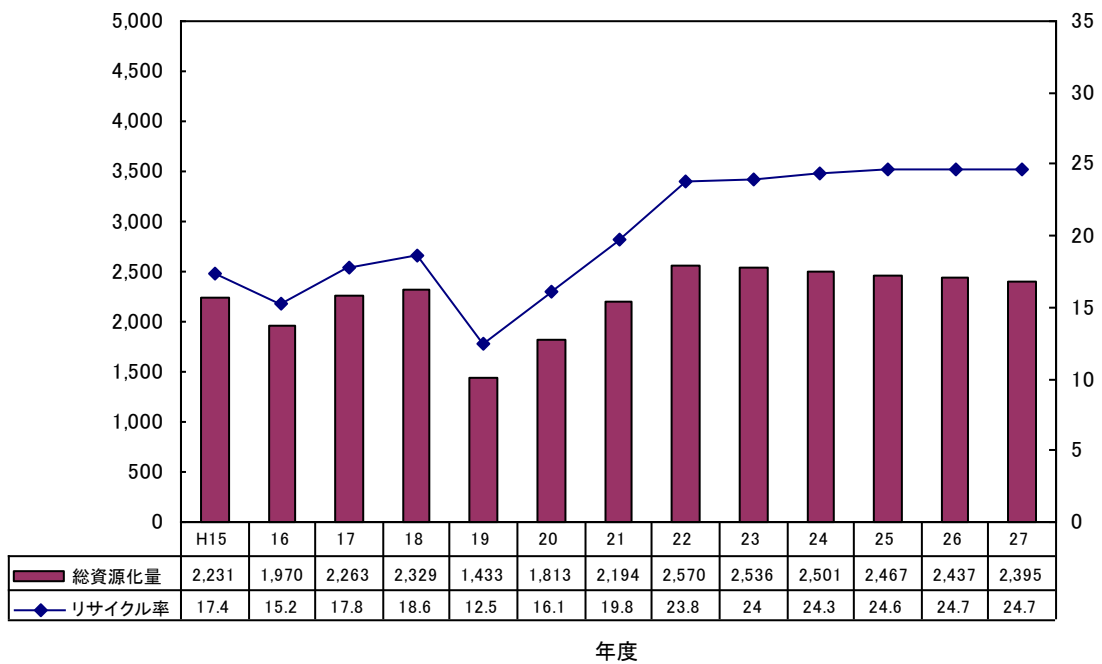


図-5 総資源化量とリサイクル率

(単位:トン/年)

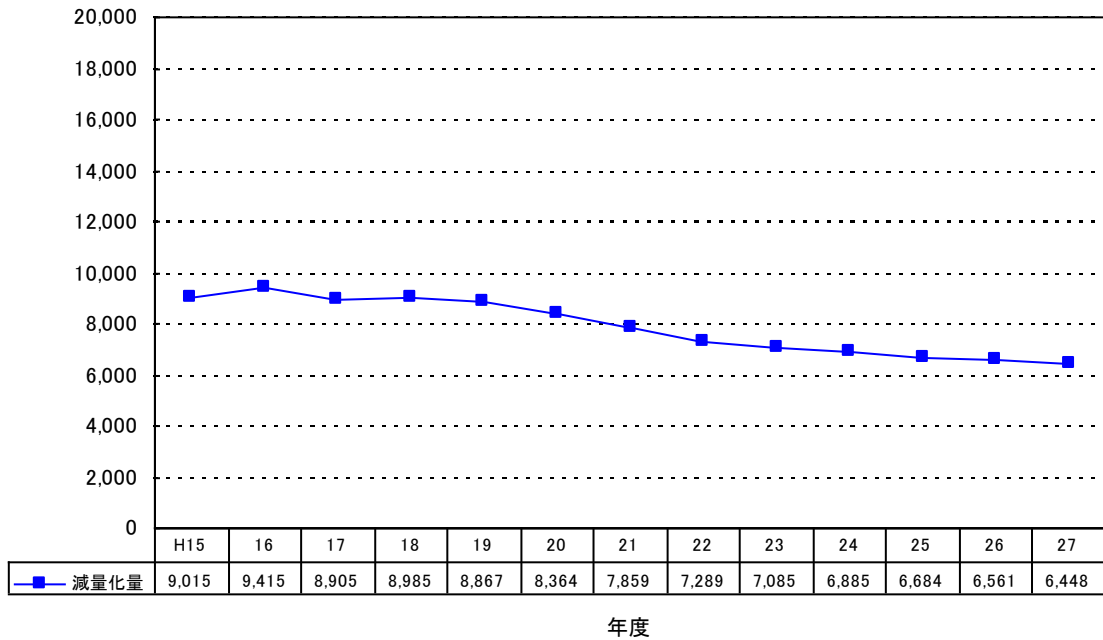


図-6 減量化量の推移

(単位:トン/年)

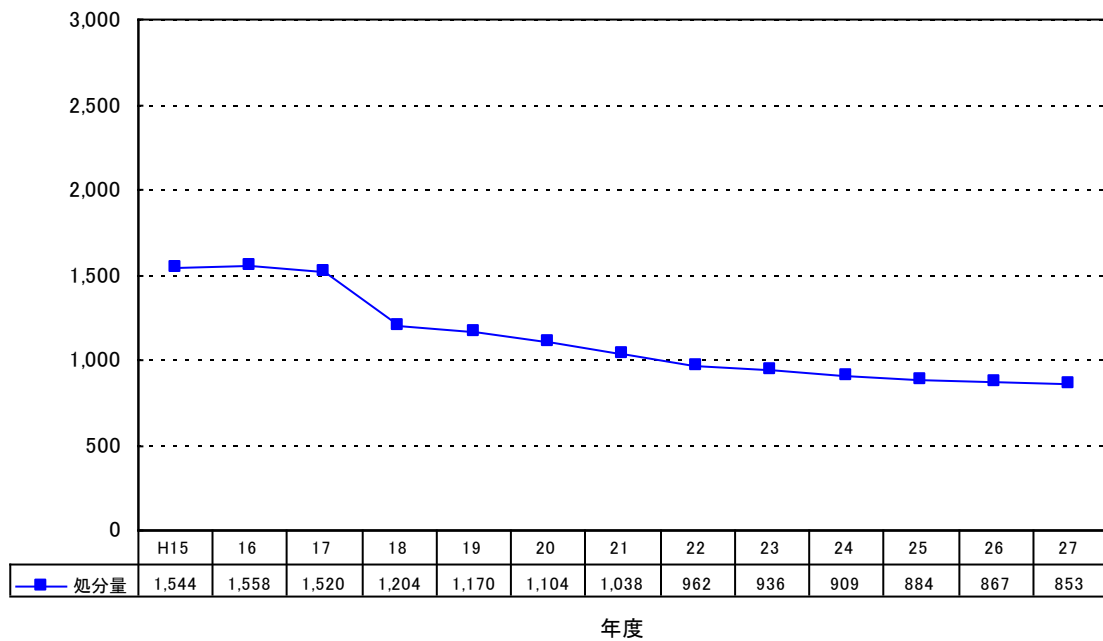


図-7 最終処分量の推移

(単位:トン/年)

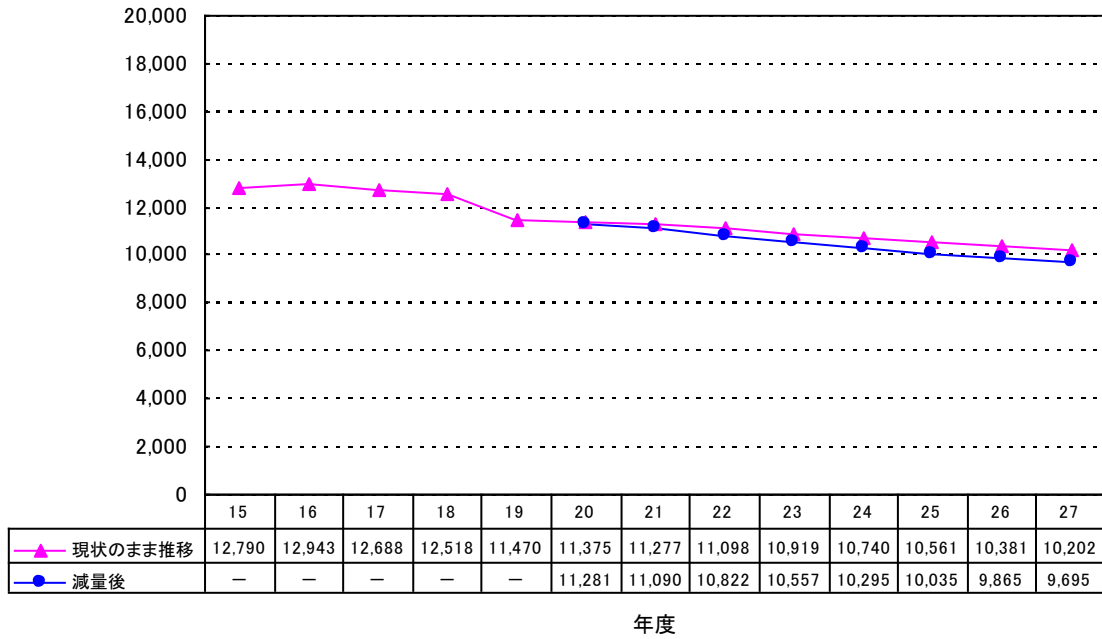


図-8 現状のままごみ排出量が推移した場合と減量後の比較

(単位:人)

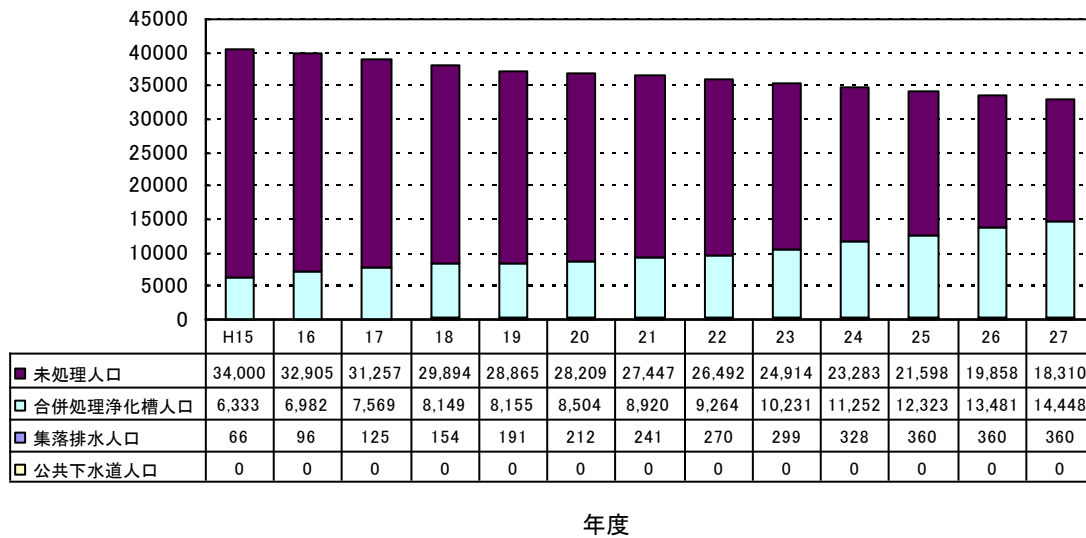


図-9 処理形態別人口の推移

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成22年度)

事業種別 事業名称	事業番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間		総事業費(千円)						交付対象事業費(千円)						備考
				開始	終了	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度			
○ストックヤード整備事業 漂着ごみストックヤード整備事業	1	対馬市	600 m ²	H23	H23	31,500	31,500					31,500	31,500					追加
○有機性廃棄物リサイクル推進施設 汚泥再生処理センター	2	対馬市	23 kL/日	H24	H26	1,756,800	0	0	1,078,800	146,900	1,396,815	0	0	441,625	917,025	38,165		
○浄化槽に関する事業 浄化槽設置整備	3	対馬市	764 基	H22	H26	331,571	29,823	70,151	76,416	81,662	331,571	29,823	70,151	73,519	76,416	81,662		
○施設整備に関する計画支援事業 漂着ごみストックヤード整備設計	31					60,500	12,900	47,600			60,500	12,900	47,600					追加
測量・地質調査	32	対馬市		H22	H22	4,500		4,500			4,500		4,500					
生活環境影響調査	32	対馬市		H22	H23	11,000	3,300	7,700			11,000	3,300	7,700					
造成美施設設計	32	対馬市		H23	H23	7,000		7,000			7,000		7,000					
基本設計・発注仕様書作成等	32	対馬市		H22	H23	32,000	9,600	22,400			32,000	9,600	22,400					
合計						2,180,371	42,723	149,251	604,619	1,155,216	1,820,386	42,723	149,251	515,144	993,441	119,827		

地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	事業番号	施策の名称	施策の概要	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考	
					開始	終了		平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
発生抑制、 再使用の 推進に関するもの	11	有料化	指定袋制の効果を見極めながら制度の見直し、受益者負担、有料化のあり方を検討	市	22	26		有料化のあり方を検討						
	12	環境教育、普及啓発、助成	情報提供、コミュニケーションの充実、イベントの実施等	市	22	26		環境教育、普及啓発、助成						
	13	レジ袋対策	レジ袋、過剰包装の削減対策を実施	市	22	26		レジ袋、過剰包装の削減対策						
	14	生活排水対策	啓発活動の推進	市	22	26		生活排水対策に関する啓発活動の推進					関連事業1	
処理体制の 構築、変更に関するもの	21	分別・資源化の徹底	現行制度を継続するとともに、分別の徹底、資源化・再使用を推進します。	市	22	26		分別・資源化の徹底						
	22	事業系廃棄物対策	① 事業者に対する指導・啓発	市	22	26		指導・啓発						
			② 店頭回収の実施・協力要請	市	22	26		店頭回収						
			③ 自主的リサイクルの拡充	市	22	26		自主的リサイクルの拡充						
			④ 多量排出事業者に対する減量化計画の策定要請	市	22	25		減量化計画の策定要請						
			⑤ 廃材などの資源化・減量化	市	22	26		廃材等の資源化・減量化						
⑥ 生ごみの資源化			市	22	26		生ごみの資源化							
処理施設の 整備に関するもの	1	施設整備	漂着ごみストックヤードの整備	市	23	23	○		ストックヤード整備					関連事業31
	2	施設整備	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)の整備	市		26	○			汚泥再生処理センター整備				関連事業14、32
	3	浄化槽整備	合併処理浄化槽の整備	市	22	26	○			合併処理浄化槽の整備				
施設整備に係る計画 支援に関するもの	31	1の計画支援	ストックヤード設計	市	23		○		設計					関連事業1
	32	2の計画支援	測量・地質調査、生活環境影響評価、造成設計、発注仕様書作成等	市	22	23	○	測量・地	生活環境影響調査					関連事業2
その他	41	再生品需要拡大	庁舎内、公共事業での利用、住民・事業者への啓発を促進	市	22	26		再生品の需要拡大						
	42	適正処理困難物の対策	処理困難物の適正処理の搬入規制、適正処理の指導	市	22	26		処理困難物の搬入規制・適正処理の指導						
	43	不法投棄対策	不法投棄対策の強化	市	22	26		不法投棄対策の強化						
	44	漂着ごみの処理	漂着ごみの適正処理、資源化・有効利用	市	22	26		漂着ごみの処理・資源化						
	45	災害廃棄物の対策	災害廃棄物物の処理体制の充実	市	22	26		災害廃棄物の処理体制の充実						

施設概要（リサイクル施設系）

都道府県名 長崎県

(1) 事業主体名	対馬市
(2) 施設名称	(仮称)対馬中部ストックヤード
(3) 工期	平成 23 年度 ~ 平成 23 年度
(4) 施設規模	処理能力 600m ²
(5) 形式及び処理方式	屋根付き建屋
(6) 地域計画内の役割	漂着ごみの収集運搬・処理の一時保管場所の確保
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「廃棄物原材料化施設」を整備する場合

(8) 生成する原材料及びその利用計画	
---------------------	--

「ごみ固形燃料化施設」を整備する場合

(9) 固形燃料の利用計画	
---------------	--

「ストックヤード」を整備する場合

(10) スtock対象物	発泡スチロール、廃プラ、漁網・ロープ類
---------------	---------------------

「容器包装リサイクル推進施設」を整備する場合

(11) 容器包装リサイクル推進施設の内訳	①分別収集回収拠点の整備 ・ごみの分別収集・処理方法 ・ごみ容器の種類・設置基数 ・建築物の構造 ②小規模ストックヤードの整備 ・施設規模 ・ストック対象物 ③簡易プレス機の整備 ・処理方法 ・処理能力 ・設置場所 ④電気ごみ収集車及び分別ごみ収集車の整備 ・導入台数(積載量) ・運行計画
-----------------------	--

(12) 事業計画額	31,500千円
------------	----------

施設概要（有機性廃棄物リサイクル推進施設）

都道府県名 長崎県

(1) 事業主体名	対馬市
(2) 施設名称	(仮称)対馬中部汚泥再生処理センター
(3) 工期	平成 24 年度 ~ 平成 26 年度
(4) 施設規模	処理能力 23 kl/日
(5) 形式及び処理方式	未定
(6) 地域計画内の役割	更新施設を汚泥再生処理センターとし、資源の有効利用を図る
(7) 廃焼却施設解体工事の有無	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

「汚泥再生処理センター」を整備する場合

(8) 資源化の方法	堆肥化
(9) 資源化物の利用計画	農地還元

「コミュニティ・プラント」を整備する場合

(10) 計画処理人口及び面積	人口 人 面積 m ²
(11) 計画地域の性格	

(12) 事業計画額	1,756,800千円
------------	-------------

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 長崎県

(1) 事業主体名	対馬市
(2) 整備計画の方針	集落排水施設の処理対象地域外の地域においては、合併処理浄化槽による整備を推進する。
(3) 事業の実施目的及び内容	市内に現存する単独処理浄化槽及び汲み取り式便槽では処理することの出来ない生活雑排水が河川、海域の水質汚濁の主な原因であることが考えられるため、合併処理浄化槽への切り替えを促進していく。
(4) 設置整備事業の整備計画	有
(5) 浄化槽整備状況 (実使用人口で記入)	20年度整備計画人口(349人)／全体整備計画人口(20,250人) <u>1.7%</u> 19年度までの整備人口(8,155人)／全体整備人口(20,250人) <u>40.3%</u>
(6) 具体的な整備計画	総事業費 357,070千円(整備計画人口4,561人分) 選定額 331,571千円 所要額 110,523千円 (選定額の1/3)

○ 交付金対象となる浄化槽の整備規模及び選定額(内訳)

※個人設置型と市町村設置型とを明記し、双方の整備がある場合は、表を分けて記載のこと

・個人設置型

人槽区分	交付対象基数(4,561人分)	基準額	対象経費 支出予定額	選定額
5人槽	335基 (1,340人)	111,220千円	111,220千円	111,220千円
6～7人槽	288基 (1,440人)	119,232千円	119,232千円	119,232千円
8～10人槽	80基 (640人)	43,840千円	43,840千円	43,840千円
11～20人槽	28基 (308人)	26,292千円	26,292千円	26,292千円
21～30人槽	19基 (399人)	27,968千円	17,841千円	17,841千円
31～50人槽	14基 (434人)	28,518千円	13,146千円	13,146千円
51人槽以上	0基 (0人)	0千円	0千円	0千円
合計	764基 (4,561人)	357,070千円	331,571千円	331,571千円

○ 事業対象地域が「経済的・効率的である地域」の場合の経済性・効率性の比較

本市は、「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」に定める「経済的・効率的である地域」に該当しないため空欄とする。

計画支援概要

都道府県名 長崎県

(1) 事業主体名	対馬市			
(2) 事業目的	リサイクル推進施設(漂着ごみストックヤード)整備のため			
(3) 事業名称	漂着ごみストック ヤード設計			
(4) 事業期間	平成23年度			
(5) 事業概要	ストックヤード設計 業務			
(6) 事業計画額	4,500千円			

計画支援概要

都道府県名 長崎県

(1) 事業主体名	対馬市			
(2) 事業目的	有機性廃棄物リサイクル推進施設(汚泥再生処理センター)整備のため			
(3) 事業名称	測量・地質調査	生活環境影響評価	造成実施設計	基本設計、発注仕様書作成等
(4) 事業期間	平成23年度	平成22年度～ 平成23年度	平成23年度	平成22年度～ 平成23年度
(5) 事業概要	測量・地質調査	生活環境影響評価	造成実施設計	発注仕様書作成等
(6) 事業計画額	6,000千円	11,000千円	7,000千円	32,000千円

表-4の補足 現有処理施設の概要

整備施設種類	処理する廃棄物	処理能力	所在地	竣工年月	備考
対馬クリーンセンター ごみ焼却施設	可燃ごみ、粗大ごみ	60t/24h	厳原町安神 141番地	H15.3	熱分解ガス化 溶融炉式
対馬クリーンセンター リサイクルプラザ	不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトル、缶類、びん類の処理古紙、紙パック、白色トレイ、有害ごみの保管	21t/5h	〃	H15.3	破碎・選別 圧縮・梱包
対馬クリーンセンター 最終処分場	不燃ごみ	39,000m ³	〃	H15.3	管理型
対馬市 一般廃棄物最終処分場	不燃残渣	29,100m ³	豊玉町貝口 182番地	H7.3	管理型
対馬クリーンセンター 北部中継所	可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ等の保管	25t/5h	上県町佐須 奈乙1673番地	H17.3	保管
対馬クリーンセンター 中部中継所	不燃ごみ、資源ごみ等の保管	7t/5h	峰町櫛424 番地	H17.3	保管
旧厳原町塵芥焼却場	可燃ごみ、不燃ごみ	20t/8h	厳原町東里 104-1	S46	S55.11廃止
厳原町塵芥焼却場	可燃ごみ、不燃ごみ	25t/8h	厳原町東里 140	S55	H14.11廃止
豆酛塵芥焼却場	可燃ごみ、不燃ごみ	5t/8h	厳原町豆酛 ニレ石 1435-1	S50	H3.2廃止
佐須塵芥焼却場	可燃ごみ、不燃ごみ	5t/8h	厳原町樫根 436-1、13	S52	H4.3廃止
美津島町廃棄物処理場	可燃ごみ、不燃ごみ	10t/8h	美津島町洲 藻915	S50	S14.11廃止
対馬中部クリーンセンター し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥	12KL/日	豊玉町志多 浦49番地1	H4.2	高負荷脱窒素
厳美清華苑 汚泥再生処理センター	し尿、浄化槽汚泥、 生ごみ	60KL/日	美津島町根 緒大梶471	H14.3	膜分離 高負荷脱窒素
対馬北部衛生センター 汚泥再生処理センター	し尿、浄化槽汚泥、 生ごみ	27KL/日	上対馬町唐 舟志46番地	H18.3	膜分離 高負荷脱窒素
旧北部衛生センター	し尿、浄化槽汚泥	11KL/日	上対馬町唐 舟志654	S47	S18.3廃止